

センターニュース きらめく

NO. 119 1月号

くらしに役立つ生活情報
北海道立消費生活センター



主な内容

鈴木知事 年頭ごあいさつ……………2	宴会時の食べきりキャンペーン……………4
センターをご活用ください！……………2	脱毛エステで関連商品も契約……………5
プラスチックとの賢い付き合い方……………3	くらしの疑問……………6、7
除雪作業の事故に注意！……………4	冬の省エネにご協力を……………8
ベビーベッドで乳児窒息事故……………4	来年度もくらしのセミナー……………8

年頭ごあいさつ



北海道知事

鈴木 直道

新年明けましておめでとうございます。

北海道知事として初めての新年を皆様と共に迎えることができ、大変うれしく思います。

昨年を振り返りますと、元号が令和に改められ、時代の大きな節目となる1年であり、本道においては、東京オリンピックのマラソン、競歩競技の札幌開催の決定など、大きな夢が広がる年であったと考えています。

一方で、胆振東部地震災害からの復旧・復興や、医療・介護従事者の確保など、将来にわたって安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、各般の施策を展開してまいりました。

本年は、北海道を応援いただく方々の知恵と力を結集する「ほっかいどう応援団会議」を活用し、地域課題の解決に向け、市町村とスクラムを組み、力強く進んでまいります。

また、これからの1年を、空港一括民営委託のスタートや、ウポポイのオープン、東京オリンピックのマラソン、競歩、サッカー競技の開催といったチャンスを活かし、本道の魅力を世界に発信し、世界と北海道が直接つながる新交流時代元年にしたいと考えています。

消費生活の分野では、消費生活基本計画の改定を予定しており、民法改正による成年年齢の引き下げを見据えた若年者への消費者教育にも取り組むなど、新たな計画のもと、より一層、消費者の視点に立った施策を推進し、道民の消費生活の安定と向上を図ってまいります。

新しい年が、皆様にとりまして、希望に満ちた年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



今年もセンターをご活用ください！



北海道立消費生活センター

所長 畠山 京子

新年あけましておめでとうございます。

少子高齢化、経済のグローバル化、情報通信技術の進化など社会の変化に伴い、私たちのくらしは大きく変わり、消費者問題は複雑多様化しています。インターネットを介したトラブルや、架空請求、悪質な販売方法による被害なども後を絶ちません。

こうしたトラブルや被害を防ぐとともに、

かけがえのない地球環境を守り持続可能で公正な社会を実現するためには、消費者一人ひとりが正しい知識を身に付け、実践することが大切です。

道立消費生活センターでは、消費生活相談や商品テスト、消費者教育啓発などを通して消費者被害の防止や解決を図るとともに、くらしに役立つ情報をタイムリーに発信することに努めております。さまざまな課題や世代に対応した講座メニューも用意し、学校や町内会などの団体、小規模グループなどニーズに応じた学習の場を提供しています。

時代の変化に適切に対応する「消費者力」を身に付けて安全・安心なくらしを実現するために、今年も当センターをご活用ください。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

プラスチックとの賢い付き合い方 知事が道民へメッセージ



海洋プラスチックごみが世界的な問題となる中、鈴木直道知事は道民に向けて「北海道の“プラスチックとの賢い付き合い方”」を発信しました。メッセージの中では、「マイバッグ等の活用」「使用後の処分」「地球にやさしい製品の選択」「清掃活動への参加」を柱に、道民一人ひとりが、家庭や職場などにおいて意識して行動するよう呼び掛けています。

陸上から海洋に流出したプラスチックごみの発生量は、東・東南アジアを中心に急増しており、2016年の世界経済フォーラム（ダボス会議）では、「2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過する」との試算が報告されています。

このため、日本では2019年5月に国が「プラスチック資源循環戦略」「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、レジ袋有料化の義務化（早ければ今年7月施行）

など具体的な施策の検討を進めています。

こうした国内の取り組みが進む中、鈴木知事は「本道の美しい海は、世界に誇る“食”や“観光”を生み出す貴重な財産であり、これらを守り、次の世代に引き継ぐためには、プラスチックごみ対策をより一層推進していく必要があります」とした上で、使いきり（ワンウェイ）のプラスチック製品はできるだけ使用しない、使用した際も正しく処分するなど、“プラスチック・スマート”を一人ひとりが意識して取り組むことを呼び掛けています。

具体的な取り組みとなる「プラスチックとの賢い付き合い方」では、4つの大項目を掲げ、道庁本庁舎内等での取り組み、関係団体や企業の活動などを道のホームページで紹介。道民や事業者が身近なところからできる取り組み等の情報を発信しており、協力を呼び掛けています。

“プラスチックとの賢い付き合い方 ～プラスチック・スマート～”

1、マイバッグ等の活用

マイバッグを持参してレジ袋を辞退したり、繰り返し使用できるマイボトルを活用するなどして、「使いきり」のプラスチック製品をできるだけ使わないようにしましょう。



3、地球にやさしい製品の選択

お買い物の際は、「使いきり」のプラスチック製品ではなく、再生プラスチックや紙、バイオプラスチック等の地球に優しい製品を選びましょう。



2、使用後の処分

「使いきり」のプラスチックを使用した場合は、ポイ捨てをせず、ごみ分別のルールに従い、正しく処分しましょう。



4、清掃活動への参加

海や河川に流れ出るプラスチックごみを減らすため、地域の清掃活動に積極的に参加しましょう。



冬到来！除雪中の事故に注意！

本格的な降雪シーズンを迎え、消費者庁などは除雪機の使用時や屋根からの雪下ろしの際の転落など、除雪作業中における事故防止を呼び掛けています。

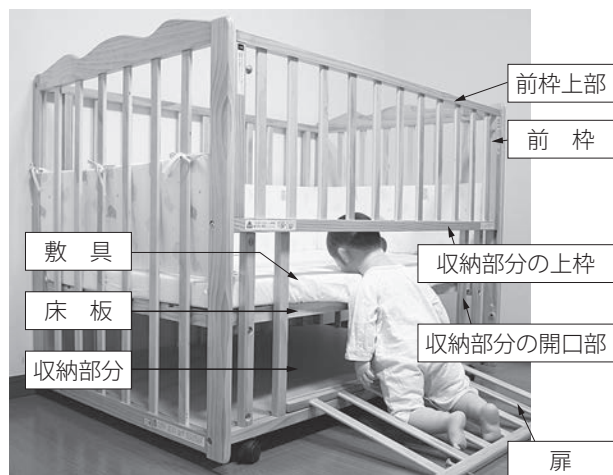
消費者庁は、消費者安全調査委員会がまとめた歩行型ロータリ除雪機（以下、除雪機）による事故の調査報告書を踏まえ、除雪機使用時における注意点として、安全装置が正常に動作するかなど定期点検を行う、安全装置を解除しない、エンジンをかけたまま投雪口などに手を近づけない、移動や収納時には特に後進に注意することを呼び掛けています。

このほか、屋根からの雪下ろし中における転落事故も毎年発生しており、作業前に家族などに声を掛けてから行うこと、命綱やヘルメットの装着、作業を見守る人と2人以上で除雪を行うなど、安全対策を講じた上で慎重に作業を行いましょう。

ベビーベッドで乳児窒息重大事故

下部に扉付きの収納部分があり、床板の高さを調整できる木製ベビーベッドを使用中に収納部分の扉が不意に開き、乳児の頭部が隙間に挟まって窒息し、死亡あるいは重体に陥った重大事故が2019年2件発生しました。重大事故を受け国民生活センターは、収納部分の扉のロックを必ず確認するなど、注意を呼び掛けています。

同センターによると、重大事故が発生したベビーベッドは、木製で下部に扉の付いた収



国民生活センターによる人形を使ったテストの様子

納部分があり、床板の高さが3段階に調整でき、前枠は上下にスライドして開閉できるタイプです。安全基準に適合したマークが貼付された製品であっても、収納部分の扉のロックを完全に掛けなければ、扉が開き、収納部分の上枠と敷具の間にできた隙間から身体がずり落ち、頭部が引っかかって口と鼻が敷具に押しつけられて窒息する可能性があります。

このため、使用時には収納部分の扉のロックを必ず掛けることなどを呼び掛けています。

宴会時の食べきりキャンペーン

新年会など宴会シーズンに合わせ、道は食品ロス削減の一環として「宴会時の食べきりキャンペーン」を展開しています。



食べ残しなどの食品ロスは、全国で年間646万ト（国の推計）に及び、国民1人が毎日お茶碗1杯分のご飯を捨てている計算になります。食品ロス削減のため、北海道は2016年から「どさんこ愛食食べきり運動」を展開しており、特に年末年始（12～1月）は「宴会時の食べきりキャンペーン」として以下のように協力を呼び掛けています。詳細は北海道農政部食品政策課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuiku/tabekiri_campaign.htm）をご参照ください。

宴会5箇条

- 1、まずは適量注文
- 2、幹事さんから「おいしく食べきろう！」の声かけ
- 3、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム！」をつくろう
- 4、食べきれない料理は仲間で分け合おう
- 5、目指すは完食！！でも食べ過ぎ注意。ゴミと身体のダイエットを心がけよう！

消費生活相談

困ったときは…相談専用電話へ
☎050-7505-0999

脱毛エステ「1年間1000円」、お店に行ったら…

化粧品セットに脱毛器も。40万円の契約に！

Q 電車内の広告で見た、1年間1000円で脇と足の脱毛ができるプランを契約しようとエステ店に行った。店員に「一部だけやると他も脱毛したくなる。最初から全身脱毛の方が安く済む」と勧められた。また、「脱毛するには保湿が必要」と化粧品セットを勧められ、断り切れずに全身脱毛エステと化粧品セットを3年の分割払いで契約した。さらに、自宅でケアできる脱毛器とローションを使うと早く効果が実感できると勧められ、クレジットカードで払うことになった。全部で40万円の契

約になり、学生のため支払いが不安になって、後日、解約を申し出たら、エステは解約できたものの商品の代金は払ってもらえと言われた。仕方なく、奨学金で15万円を払ったが、化粧品セットはまだ届いていないので、返金して欲しい。



（20代 女性）

A 特定商取引法では、契約金額が5万円を超え、サービス提供期間が1カ月を超えるエステ契約については、特定継続的役務提供として規制しています。また、施術に必要と説明を受けて契約した化粧品や脱毛器等をエステと同時に契約した場合は、「関連商品」として一体の契約として扱うものと定められています。

当センターで契約書面等を確認したところ、販売する全商品は関連商品ではないと強調して記載されていました。しかし、契約時に「保湿が必要」などと勧められており、実態としては関連商品と考えられることから、相談者には事業者と交渉することは可能なので、契約の経緯をまとめた書面を事業者に送るように助言しました。書面送付後、当センターから事業者に連絡し、化粧品セット等の解約を求めました。事業者は当初、「関連商品ではないと説明した上で契約しているので、解約には応じられない」と主張しました。その後も交渉を重ねたところ、「化粧品セッ

トと未使用分のローションの解約には応じるが、脱毛器は使用しているため返品は受けられない」と回答してきました。

相談者に事業者の回答を伝えたとところ、了承したため支払い済みの15万円と、脱毛器と使用済みローションの代金の差額が返金され、クレジットカード決済分がキャンセル処理されたことを確認し相談を終了しました。

お試しのつもりで体験エステを受けたら、「今すぐ始めた方がいい」「今日なら割引価格」などと高額エステの契約を急かされトラブルになるケースが発生しています。エステは、契約期間が長期に及び、料金が高額になる場合もあるため、契約の際は施術の内容や解約等について確認した上で慎重に検討しましょう。

トラブルに遭ったら、早急に最寄りの消費生活相談窓口へ相談を。

くらしの 疑問??

～テスト室への問い合わせから～

道立消費生活センターの商品テストグループには、道民の皆さんから衣食住に関するさまざまな問い合わせや苦情が、年間約400件寄せられます。その中からくらしに役立つ話題を紹介します。

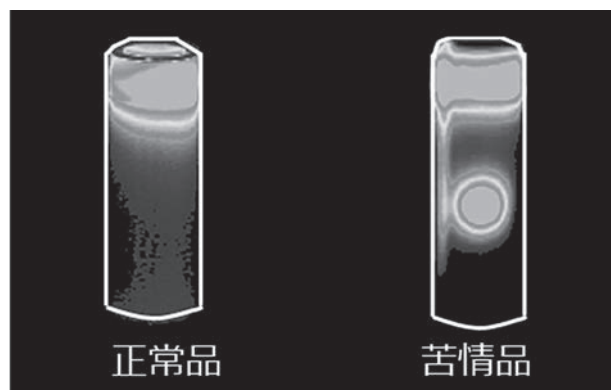


携帯型水筒が結露

Q. 携帯型水筒（真空断熱タイプ）の水筒を使用していたところ、結露が出るようになりました。故障でしょうか？

断熱されていない部分を発見

A. 赤外線カメラで確認したところ、断熱されていない箇所を発見しました。目に見えないような小さな穴などができている可能性があります。冷たい飲み物を入れる場合は結露で済みますが、熱い飲み物を入れる際にはやけどの恐れもあるため使用を中止してください。また、水筒に異常がなくても、入れる量が少ない場合は短時間でぬるくなることがあるので、規定量を入れるようにしましょう。



電気製品の保証期間？

Q. 保証期間の1年を過ぎて電子レンジが故障してしまいました。修理に出したところ、故障箇所はマグネトロン（電波を出すところ）の故障でした。メーカーによると当該箇所の保証期間は2年ということで、無償で修理対応してくれました。電気製品の保証は1年と思っていたのですが、違うのでしょうか。



保証書の確認を

A. 一般に電気製品の保証期間は1年がほとんどです。ただし、冷蔵庫の冷却部分、液晶テレビの液晶パネル部分、電子レンジのマグネトロンなど、箇所によっては2～5年と保証期間を延長しているメーカーがあります。製品についている保証書の内容を確認しておきましょう。

卵をゆでたらアルミ鍋が黒く変色

Q. アルミ鍋でゆで卵を作ったら、鍋の内側が黒く変色してしまいました。どうして黒くなったのでしょうか。また身体に悪くないでしょうか。

アルミの黒変化

A. これはアルミの黒変化現象と呼ばれるもので、見た目は良くないですが、身体に害はありません。鍋表面のアルミと水が反応を起こし、さらに鉄分やカルシウム等のミネラル分が吸着して黒くなります。今回は卵の殻に含まれている炭酸カルシウムが影響して黒くなったと思われます。



メロンで舌がピリピリ？！

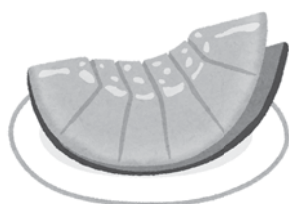
Q. 熟したメロンを食べたら舌がピリピリして痛くなりました。どのようなことが理由として考えられますか？



揮発性物質が刺激に

A. メロンは成熟過程で、エタノールや酢酸エチルなどの揮発性物質が生成されます。成熟が進んだメロンを食べた場合、これらの物質が舌等の口の中を刺激して、ピリピリとした痛みを感じる場合があります。

また、メロンを食べた時に苦味を感じる場



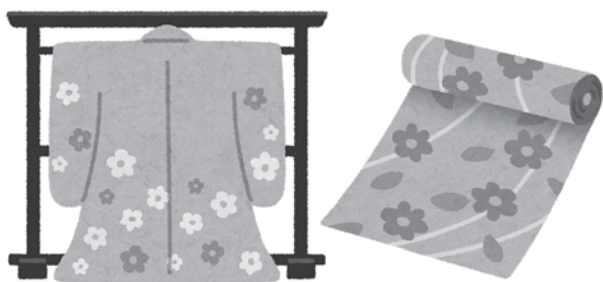
合がありますが、これはメロンやキュウリなどウリ科植物には、ククルビタシンという苦味成分が含まれているためです。

本場大島紬？

Q. リサイクルショップで購入した大島紬が本物かどうかを調べてください。

絹100%が本場大島紬

A. テストの結果、素材はレーヨン76.2%、絹23.8%でした。「本場大島紬」は、昭和49年に公布施行された「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、「伝統的工芸品」の指定を受けています。定義内容には「使用する糸は、生糸（絹）とすること」と明記されていることから、正式な大島紬ではない可能性が高いと考えられます。

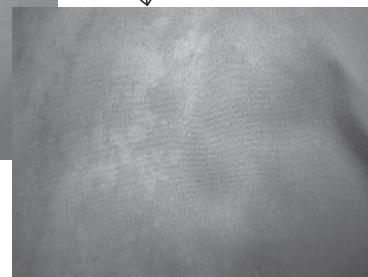


スノボウエアが変色

Q. 5年ほど前に購入したスノーボードウエアのズボンをクリーニングに出したところ、まだらな変色が発生しました。



色むらが発生した
拡大画像



コーティングの経年劣化が原因

A. 苦情品は後ろ身頃全体と前身頃の一部が色むら状に見えています。この生地は裏面に樹脂コーティングが施されており、この樹脂を鑑別したところ、ポリウレタンが使用されていることが判明しました。ポリウレタンは、空気中の水分やガス、紫外線などの影響を受け、経時的に劣化し、はく離やべたつき等を起こします。一般的な耐用年数は3～5年とされています。したがって、ポリウレタンコーティングが経年劣化し、クリーニングの物理的作用ではく離し色むら状に見えていると考えられます。

調べてほしいことはありますか？

今回掲載した事例以外にも食品の塩分量や成分検査、繊維の色落ちのテスト、金属類の材質検査なども可能です。

ご希望の方は北海道立消費生活センターへお問い合わせください（相談専用電話050-7505-0999）。

なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。



冬の省エネに取り組みましょう

エネルギー需要が高まる厳寒期を迎え、国や道は、無理のない範囲での省エネルギーの取り組みを呼び掛けています。

国が公表した今冬の道内における電力需給見通しでは、安定供給に最低限必要な予備率3%は確保される見通しで、数値目標付きの節電要請は実施しません。このため、道は無理のない範囲での節電として、昨冬に引き続き『みんなで暖まろう！』応援キャンペーンへの協力を広く道民に呼び掛けています。

各家庭や事業所では、エネルギー消費効率の高い機器の使用や照明やテレビをこまめに消す、暖房使用時には適切な室温管理（20度程度）を行うなど、できる範囲での取り組みを行いましょう。



来年度もくらしのセミナーに参加を

道立消費生活センターは、その時々タイムリーなテーマを取り上げ、分かりやすく解説する「くらしのセミナー」を今年度も5～12月に計8回開催しました。



11月は北海道大学安全衛生本部教授の石井哲也氏が「ゲノム編集食品を食べますか？北海道の農業と食の未来」、12月は気象予報士で北海道防災教育アドバイザーでもある住友静恵氏が「身近に迫る災害の危険～いざという時に困らないためのテクニック」をテーマに講義を行いました。

来年度も引き続き実施する予定ですので、ぜひご参加ください。

申し込み、問い合わせは、教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

見学しませんか！受付中



展示コーナーを見学する学生たち

道立消費生活センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成30年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など53団体548人が訪れました。参加者は悪質商法や特殊詐欺の手口を知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料です。2名以上で予約が必要となります。講座や実験の内容等については相談に応じます。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syohi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索